

温泉に関する可燃性天然ガス等安全対策検討会（第7回）  
＜議事要旨（案）＞

1. 日 時：平成19年12月27日（木）14：00～16：09

2. 場 所：環境省第一会議室

3. 出席委員：8名（五十音順、敬称略）

池田 茂 東京都環境局自然環境部水環境課長

板垣 晴彦 （独）労働安全衛生総合研究所化学安全研究グループ 上席研究員

今橋 正征 東邦大学名誉教授《座長》

甘露寺泰雄 （財）中央温泉研究所所長

田中 彰一 東京大学名誉教授

田村 裕之 消防大学校消防研究センター火災災害調査部火災原因調査室長

平川 良輝 帝石削井工業（株）常務取締役

三田 勲 日本天然ガス（株）常務取締役

4. 事務局（環境省）：桜井自然環境局長、奥主自然環境局総務課長、  
中野自然環境整備担当参事官 他

5. オブザーバー：総務省消防庁、厚生労働省、経済産業省、国土交通省

6. 議 事

(1) 可燃性天然ガスによる災害の防止に関する技術基準（素案）について

（\*なお、会議は公開で行われた。）

7. 議事要旨

- ・冒頭、事務局より、検討会の議論等を踏まえ、1月から2月にかけて技術基準に関するパブリックコメントの募集を実施する予定である旨、説明あり。

（以下、各委員からの意見（概要））

〈温泉の採取に当たっての安全対策が必要ない旨の確認の基準について〉

- ・実際に可燃性天然ガスの測定を行わず、地質構造やガスに関する情報から地域を指定して安全対策が必要ない旨の確認を行う方法を多く用いることになる心配である。→（事務局：厳格に運用していただくよう、都道府県に対し指導していきたい。）

- ・わずかな数値の差で安全対策が必要ない旨の確認が行われた場合の再測定の期間が10年というのは長すぎる懸念がある。→(事務局：大きな地震があった際などには都道府県の判断で再度分析していただくということも考えている。また、本当にぎりぎりの数値であった場合はもう少しきめ細かく測定するという工夫もあってよいと考えている。)
- ・測定の結果、安全対策が必要ない旨の確認が行われたあとでも、後に基準を上回るガスが検出されれば、確認を取り消すことは可能か。→(事務局：御指摘のとおり。)
- ・メタンの濃度が50%LELという基準値は妥当か。→(他の委員より：燃えるために必要な酸素が混ざればメタン濃度は低くなっていくことから、測定値で50%LELというのはそれほど危険という認識はない。)
- ・過去に行われた測定結果、特に学術的調査研究の結果を利用するにあたってはデータの信頼性等に注意すべき。

#### 〈温泉の採取に関する技術基準について〉

- ・ガスセパレータ内部の濃度が25%LEL未満であれば、次の貯湯槽は屋外に設置しなくてもよいという理解でよいか。→(事務局：御指摘のとおり。)
- ・屋外であっても可燃性天然ガスが漏出しない構造とすることを検討してはどうか。→(事務局：出てきているガスをそのまま放出してしまうようなものは屋外でも許されないが、ここでいう「漏出」とはわずかな隙間からごく微量のガスが漏れることをいっている。)
- ・立ち入り禁止区域については、ガスの量で基準を分けることも考えてはどうか。また、1mというのは危険性が高いのではないか。→(他の委員より：、数メートル離すというのは事実上困難な場合がある。遮断壁についてももう少し丁寧な説明を加えることを考えてはどうか。)
- ・換気設備の性能について、非常にたくさんのメタンが含まれている場合、1時間に部屋の容積の10倍では心配なところもある。→(事務局：個々の部屋の状況等により評価が異なるが、基準を明確にする必要があることから10倍以上としている。)
- ・換気設備については防爆化の義務付けを検討すべきではないか。

#### 〈温泉の掘削に関する技術基準について〉

- ・溶接作業時に発生源との間を「遮断」とあるが、遮断することは事実上困難と思われる。
- ・掘削作業員の能力の向上、現場での責任者の明確化が事故防止には重要。
- ・ガスの発生が確認された段階で工事を中断し、噴出防止装置を後から付けさせることを検討してはどうか。→(事務局：ガスの噴出のおそれがないのに噴出防止装置の取り付けを義務化することは難しい。一方、万が一噴出があった場合には非常用泥水での対応を行うことを盛り込んでいる。)

以上